

事務手数料の適正化について

1 事務手数料について

西東京市では、特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、別に定めのあるものを除くほか、「西東京市手数料条例」（以下「条例」という。）に定めている。

このうち、証明等交付手数料及び閲覧手数料等の事務手数料については、戸籍の謄本・抄本等に記録されている事項の証明など「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」等の法令や都の条例で定められているものを除いては、市独自で定めることとしている。

2 受益者負担の考え方

証明発行等に係る事務手数料の受益者負担については、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和元年度改定版）」（以下「基本方針」という。）において、本来業務から特定の者の利益のために派生した事務に係る経費であり、証明発行に係る費用については受益者が100%負担することが妥当であるとしている。

3 見直しの周期

事務手数料は、基本方針において原則として3年ごとに見直し作業を行うこととしており、直近では令和3年度に事務手数料の適正化について御審議いただき、全ての手数料について据置をすることが適当であるとの答申をいただいている。

4 原価計算結果

(1) 現行手数料を据え置くべきもの

資料 1-2 のとおり、令和4年度決算による原価計算の結果（B）と、条例で定める金額（A）とで割り出した乖離が、1.5 倍を超えない事務手数料については現行手数料を据え置くものとする。

(2) 条例で定める金額と原価計算に乖離がある手数料

原価計算の結果と条例で定める金額とで 1.5 倍以上の乖離がある事務手数料は以下のとおりである。

ア 不在籍証明

原価計算結果との乖離は約 1.6 倍である。印刷製本費について、物価高騰等により単価が上昇したことが要因である。

他自治体と比較すると、26 市中 17 市が本市と同じ 300 円に設定している（他自治体との比較は資料 1-3 のとおり。）。

このため、現行の事務手数料を据え置くことが妥当であると考える。

200 円	6 市
250 円	2 市
300 円	17 市
400 円	1 市

※本市は色掛けの料金

イ 住民票の写し（多機能端末機による交付）

原価計算結果との乖離は約 1.5 倍である。人件費がかからないため、交付枚数が原価計算結果に大きく影響する。前回見直し時（令和 3 年度）から、交付枚数が大きく伸びた（14,838 枚→32,552 枚）ことで、原価計算結果も大きく下がっている（566 円→308 円）。引続きマイナンバーカードの交付を促進し、原価計算結果との乖離を縮小していく必要がある。

他自治体と比較すると、26 市中 19 市が本市と同じ 200 円に設定している（他自治体との比較は資料 1-3 のとおり。）。

このため、現行の事務手数料を据え置くことが妥当であると考える。

150 円	3 市
200 円	19 市
250 円	1 市
300 円	3 市

※本市は色掛けの料金

ウ 印鑑登録証明（多機能端末機による交付）

原価計算結果との乖離は約 1.5 倍である。人件費がかからないため、交付枚数が原価計算結果に大きく影響する。前回見直し時（令和 3 年度）から、交付枚数が大きく伸びた（9,905 枚→20,751 枚）ことで、原価計算結果も大きく下がっている（566 円→308 円）。引続きマイナンバーカードの交付を促進し、原価計算結果との乖離を縮小していく必要がある。

他自治体と比較すると、26 市中 19 市が本市と同じ 200 円に設定している（他自治体との比較は資料 1-3 のとおり。）。

このため、現行の事務手数料を据え置くことが妥当であると考える。

150 円	5 市
200 円	17 市
250 円	1 市
300 円	3 市

※本市は色掛けの料金

エ 印鑑登録証の交付

原価計算結果との乖離は約 1.8 倍である。登録・審査手続きがあるため住民票発行事務などと比較すると、若干人件費が高くなるのが要因である。

他自治体と比較すると、西東京市は最上位の金額帯であり、都内 26 市中で 6 割以上の自治体が無料で行っている。見直しによる値上げを実施した場合は、26 市で西東京市が単独で最も高い手数料を設定することとなる（他自治体との比較は資料 1-3 のとおり。）。

このため、現行の事務手数料を据え置くことが妥当であると考える。

無料	15 市
100 円	2 市
150 円	1 市
200 円	3 市
300 円	5 市

※本市は色掛けの料金

オ 課税（非課税）証明（多機能端末機による交付）

原価計算結果との乖離は約 2 倍である。人件費がかからないため、交付枚数が原価計算結果に大きく影響する。前回見直し時（令和 3 年度）から、交付枚数が大きく伸びた（2,612 枚→6,512 枚）ことで、原価計算結果も大きく下がっている（814 円→408 円）。引続きマイナンバーカードの交付を促進し、原価計算結果との乖離を縮小していく必要がある。

他自治体と比較すると、26 市中 18 市が本市と同じ 200 円に設定している（他自治体との比較は資料 1-3 のとおり。）。

このため、現行の事務手数料を据え置くことが妥当であると考える。

150 円	3 市
200 円	18 市
250 円	1 市
300 円	4 市

※本市は色掛けの料金

カ 都市計画道路、用途地域、高度地区又は防火地域に関する証明

原価計算結果との乖離は約 3 倍である。令和元年度に証明書の区分変更及び手数料の値上げ（300 円→2,000 円）を実施したものの、人件費の割合が高いため、原価計算結果との乖離が大きい。

なお、代替の手法による運用を予定しており、本手数料は廃止予定。

→代替の手法に係る手数料については、本日議題3で御審議いただく。

キ 犬の鑑札の再交付

ク 狂犬病予防注射済票の交付

ケ 狂犬病予防注射済票の再交付

原価計算結果との乖離は約 1.6 倍～3.7 倍である。証明に当たり、審査に時間を要することから、原価に占める人件費の割合が高くなっている。

これらの事務は、平成 12 年に東京都から各市町村へ移管された経緯があり、都内 26 市全市が同一の料金となっている（他自治体との比較は資料 1-3 のとおり。）。

このため、現行の事務手数料を据え置くことが妥当であると考える。

コ 建築計画概要書等の写し

原価計算結果との乖離が約 0.6 倍である。乖離が広がった理由としては、当該写しの発行事務に係るシステムのサーバを、所管課単独所有から情報推進課所有の仮想基盤に移設したこと等により、運用コストが減少したことが挙げられる（原価計算結果 2,388 円→1,510 円）。

他自治体と比較すると、西東京市は単独で最上位の金額となっている（他自治体との比較は資料 1-3 のとおり。）。

このため、手数料に係る経費の原価計算の結果を踏まえ、手数料を 1,500 円に見直すことが妥当であると考える。

5 まとめ

以上のことから、4(2)アからオまで及びキからケまでに記載している事務手数料について、原価計算と条例で定める料金に乖離があるものの、他自治体の料金設定と比較考量した結果、現行の事務手数料を据え置くことが妥当であると考える。

4(2)コに掲げる事務手数料については、原価計算と条例で定める料金に乖離があるため、原価計算の結果を踏まえ手数料を 1,500 円に見直すことが妥当であると考える。